

平成24年度 第1回船橋市防災会議会議録

日時：平成24年7月2日（月） 午後1時30分～午後2時20分

場所：船橋市役所9階 第一会議室

開会（危機管理課課長補佐）

本日は、ご多用のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、「平成24年度船橋市防災会議」を開催いたします。

本日は、定数40人中、36名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「船橋市防災会議運営要領第2条第2項」に定めるところにより、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、船橋市防災会議の会長であります、藤代孝七船橋市長より、ご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶（市長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

日頃から、皆様方には防災行政はもとより、市政各般にわたりご協力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げる次第でございます。

ご承知のとおり、東日本大震災では、東北地方を中心に、かつて経験したことのない甚大な被害が発生し、今なお、多くの方々が苦しい生活を余儀なくされております。

船橋市においても、液状化による道路陥没や住宅損壊など、これまでにない被害が発生したほか、原発事故により、電力不足や放射能への不安など、様々な影響がございました。

市では、発災直後から、公共施設の復旧や、罹災家屋への支援制度の創設、放射能対策など、市民生活への影響を極力少なくするために、全力かつ迅速に対応してまいったところでございます。

現在も、首都直下地震の発生が懸念され、大規模災害の発生は予断を許さない状況にあります。

また、この5月には、水道水が断水する恐れが生じたのをはじめ、先月には、6月としては日本列島に上陸するのが8年ぶりと言われる台風が本市にも接近し、さらには、1時間あたりの降水量が本市の6月観測史上1位となる38.5ミリを記録するなど、様々な事態が発生しております。

私どもといたしましては、今後も、震災の教訓を踏まえるとともに、想定していた以上のことが起こりうるという前提に立ち、防災機能の強化をはじめとする防災対策の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進してまいる所存です。

こうした中、自然災害など様々な危機に対して、情報の一元化を図り、迅速かつ的確に対応する体制を整えるために、この4月に危機管理課を設置いたしましたところ です。

また、この後、事務局から説明がありますが、市では、震災後、地域防災計画の見直しや、津波一時避難施設、帰宅困難者支援施設の協定締結をはじめ、今年度には、町会・自治会への防災ラジオの配布や、給水車を配備するなど、市民の安全・安心のため、様々な事業に取り組んでまいります。

一方、防災や災害対策は、行政のみで成し得るものでないことは言うまでもございません。

本日、ご出席いただいております、関係機関の皆様方をはじめ、多くの市民の皆様の協力が、何よりも大きな力となります。

私どもといたしましても、皆様方や市民の皆様のご意見を広く伺いながら、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めてまいる所存でございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本日は、今年の「船橋市総合防災訓練実施要綱」について諮問いたしますとともに、地域防災計画の見直しなどの報告をさせていただきます。

ご審議の程、お願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

事務局（危機管理課課長補佐）

会議に先立ちまして、委員の方々に異動等がございましたので、新たに委員になられた方を、ご紹介いたします。

お名前をお呼びいたしますので、大変恐縮ですが、その場でご起立をお願いいたします。

関東農政局千葉地域センター長 半田淳様、本日は代理の農政業務管理官 水野健一様です。

国土交通省千葉国道事務所 船橋出張所長 佐々木武美様。

陸上自衛隊第一空挺団副団長 井上敏憲様、本日は代理の防衛幹部 米田徳久様でございます。

千葉県船橋警察署長 新田修様、代理の警備課長 早坂健様でございます。

千葉県船橋東警察署長 平津勝様、代理の警備課長 小田宗人様でございます。

千葉県葛南地域振興事務所長 伊藤稔様。

千葉県葛南土木事務所長 吉田行伸様。

千葉県葛南港湾事務所長 岩井昭則様。

千葉県水道局船橋水道事務所長 下埜義治様。

株式会社NTT東日本一千葉 京葉営業支店長 堀内君夫様。

東京電力株式会社京葉支社長 脇所 厚様。

京葉ガス株式会社 供給保安部保安指令センター 船橋グループマネージャー 実川剛史様。

東日本旅客鉄道株式会社 船橋駅長 須田祐吉様。

東武鉄道株式会社 船橋駅長 渡辺一弘様。

公益社団法人千葉県看護協会 船橋地区部会幹事 滝口恵子様。

船橋市議会議長 佐藤新三郎様、本日は欠席でございます。
船橋市議会 総務委員長 谷口昭夫様。
同じく、船橋市議会 建設委員長 松寄裕次様。
船橋市消防団長 渡辺義博様。
船橋市建設局長 片山壮二。
以上、新しい委員の方々のご紹介を終わります。

事務局（危機管理課課長補佐）

ここで会議の前に、資料の確認をさせていただきます。
始めに会議次第でございます。
次に、本日の諮問事項であります、議案第1号「平成24年度船橋市総合防災訓練実施要綱について」でございます。
次に、資料1としまして、報告事項（1）の「地域防災計画見直しに関する資料」でございます。
次に、資料2としまして、報告事項（2）の「千葉県による津波浸水予測に関する資料」でございます。
次に、資料3としまして、報告事項（3）の、「震災後の取組について」でございます。
次に、資料4としまして、報告事項（4）の「組織改編に伴う災害対策本部組織等の一部修正について」でございます。
次に、参考資料としまして、災害対策本部組織等の改訂版でございます。
次に、委員名簿。
次に、防災会議条例。最後に席次表でございます。
以上でございますが、資料に欠落等はありませんでしょうか。
それでは、ただ今より船橋市防災会議を始めさせていただきます。なおご発言の際はお手元のマイクのボタンを押していただきますようお願いいたします。船橋市防災会議運営要領第2条により、会長が議長になることが定められておりますので、ここで会長に議事の進行をお願い致します。それでは市長お願いいたします。

議長（市長）

はい、これより議事に入ります。
本日の議題は、諮問事項1件、報告事項4件でございます。
始めに、諮問事項の議案第1号「平成24年度船橋市総合防災訓練実施要綱について」事務局より願います。

事務局（危機管理課長）

危機管理課長の大沢でございます。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが着席してご説明させていただきます。

お手元の、議案第1号、「平成24年度船橋市総合防災訓練実施要綱について」をご覧ください。

こちらは、市が実施する総合防災訓練として、災害対策基本法第8条第2項第17号の訓練の実施、また、船橋市地域防災計画におきまして、船橋市総合防災訓練実施要綱を定めて実施するとしておりますことから、ご審議をお願いするものでございます。

平成24年度船橋市総合防災訓練実施要綱をご覧ください。

まず目的でございます。

1、本年度の総合防災訓練の目的といたしましては、災害対策基本法及び船橋市地域防災計画に基づき、本市に影響を及ぼす大地震が発生した場合や大規模地震対策特別措置法による東海地震に関する警戒宣言の発令、（これは東海地震）を想定し、市民、市及び防災関係機関が一体となって、迅速かつ的確な災害応急対策や相互の連絡調整体制の確立並びに市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害に強い安全なまちづくりを確立することを目的に訓練を実施することとしております。

2、次に実施方針でございます。今年度の実施方針といたしましては、昨年、発生いたしました東日本大震災を踏まえ、市民、市及び防災関係機関が連携し、大地震に対しての危機管理意識をいかに養っていくかということに重点を置き実施いたします。

特に、船橋市地域防災計画に定められている発災対応型訓練では主として、大規模災害時に公的支援が機能するまでの間、時間を要し、行政のみの対応には限界があることから、住民の方々の「自助」と地域の「共助」の力を災害発生時の初期の大きな柱とすることが必要であることに鑑み、「共助」の力として各町会・自治会のご担当者の方を中心に「避難所運営マニュアル」のダイジェスト版を用いて、避難所の組織や体制づくりのシミュレーション、備蓄品の確認と使用方法の訓練を行うと同時に、「自助」の力として各種選択訓練として初期消火訓練・資機材取り扱い訓練・応急救護訓練を実施いたします。

更に市では本年4月に津波一時避難施設の指定を公共施設で8施設、民間施設で4施設、実施しており、それらを踏まえ沿岸地域の訓練会場であります湊町小学校・若松小学校・南本町小学校の3会場で、上の階への津波避難訓練を加え実施いたします。

市におきましては、災害対策本部を設置し各部局の所管任務の情報収集から本部長の意思決定に至るまでの運用訓練を実施するとともに、船橋市医師会他、関係医療団体の皆様のご協力を賜り災害医療対策本部の設置運用訓練を始め、避難所への災害医療応急処置隊の派遣訓練などを実施いたします。

また予知対応型訓練は、各関係機関のご協力のもと災害時の情報収集伝達手段である防災MCA無線による、情報伝達訓練を実施いたします。

3、次に訓練体系でございます。

ここに示しております「発災対応型訓練と津波避難訓練」は市と市民等の連携において実施し、予知対応型訓練は各関係機関との情報伝達を主とし、大きく2つに体系づけを行い本要綱の目的に沿うものとしております。

4、次のページをご覧ください。訓練の概略でございます。訓練の概略といたしまして、(1)発災対応型訓練と津波避難訓練につきましては、8月26日(日曜日)、午前9時20分の防災行政無線のサイレンの吹鳴により市民が避難を開始し、午前10時00分より市内各小中学校等の会場にて、各訓練を実施いたします。

また、市において実施する災害対策本部設置運用訓練及び医療関係5団体の方々を中心とする災害医療対策本部設置運用訓練などは、午前8時50分の発災想定時刻を基準に実施いたします。

(2)予知対応型訓練は、災害時に情報収集を迅速的確に行うことを目的とし、各関係機関の方々のご協力のもと、9月3日(月曜日)午前8時30分から、危機管理課防災室職員を中心として、防災MCA無線による情報伝達訓練を実施いたします。

次に、訓練想定についてご説明申し上げます。

(1)発災対応型訓練につきましては、平成22年度に行った防災アセスメント調査で示された想定である、東京湾北部地震、これは地震のエネルギーの大きさを表す(マグニチュード7・3)として、8月26日(日曜日)午前8時50分に、揺れの大きさを表す震度「6強」の揺れを観測したという想定でございます。

(2)予知対応型訓練につきましては、東海地震注意情報の発表想定したものでございます。

5、訓練実施計画につきましては、こちらは先ほどご覧いただきました要綱の第3の訓練体系の各種訓練を再分化し、時系列ごとに訓練内容を示すものでございます。

6、訓練参加機関につきましては、昨年度から「自助」「共助」の力を初動体制の大きな柱とするべく、市民の方々と共に行う訓練としておりますため、特別な中央の訓練会場を設けず、記載させていただいた機関の方々との実施となりますが、今回ご協力を賜わない機関の方々には、大規模災害時の際は本市の防災体制に、多大なご尽力とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

7、主唱は、船橋市防災会議といたします。

8、主催は、船橋市といたします。

次にございます、平成24年度船橋市総合防災訓練実施計画におきましては、要綱第5にてご説明させていただきました、訓練細目を取りまとめたものでございます。説明は省略いたしますが、後でお目通し頂ければと思います。

最後に、市といたしまして「自助」の訓練もさることながら避難所運営訓練を行い地域の方々の「共助」の力としていただきたいと考え、昨年は避難所運営に欠かせない排泄問題を課題として、簡易トイレの組み立てとパーテーションの設置訓練を実施いたしました。

今年度は意識を更に高めていただきたく、避難所の運営に関する想定訓練を主として行い、いただいたご意見も参考に、本年度中には「避難所運営マニュアル」を市と

して示させていただき、来年度はこのマニュアルを使って、避難所設置運用を主体とした訓練を行うことを目標としております。

議案第1号につきましては、以上でございます。

議長（市長）

ただいま、ご説明のありましたことについて、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

なお、ご発言に際しては、挙手をし、氏名をお願いいたします。

市議会建設委員長(松寄裕次)

昨年度の防災訓練と違う点は避難所運営マニュアルのダイジェスト版を使用して、避難所運営のシミュレーションを行うと伺っておりますが、昨年度も参集してきた町会ごとの点呼をして、そのあとすぐ備蓄品の確認をして、その後に簡易トイレの組み立てとパーテーションの組み立てという形で、その途中で帰る方は帰ってしまうという形でやっていたと思いますが。その辺のところは具体的にどういう風が変わってくるのか。また、町会、自治会等の関係者の方からどの様なご意見があったのか。更に、各種選択訓練の中身についてお示し頂ければと思います。

事務局（危機管理課長）

昨年の訓練の後アンケート等採らせていただきまして、昨年行いました、避難所運営訓練、簡易トイレとパーテーションの組み立て訓練を継続することと、それ以前にやっていた初期消火訓練や救護訓練等を再開したほうが良いというご意見が半々程度ございました。今年度は特に避難所運営訓練について昨年少し手薄であった部分もございましたので、さらに、発展させるということで、具体的な避難所運営のやり方を、マニュアルのダイジェスト版を使いまして、市民の皆様と市の職員と、学校等の避難所の施設の職員と皆で考えて、この避難所はどの様に作って、どの様に運営していけばいいのかというような、具体的な避難所運営に関する事を、皆さんで考えていく訓練を実施します。また同時並行で以前からやっている初期消火、これは水消火器を使用して火を消すという訓練や備蓄品のチェックの訓練ですとか、或いは、救護所の訓練ですとか、一昨年までやっておりました訓練と同じ内容の訓練になります。昨年、少し暇を持て余してしまったという市民もいらっしゃったという意見もございましたので、その様な事の無いように、中身を充実させた訓練にしていきたいと考えております。

市議会建設委員長（松寄裕次）

各種選択訓練ということも今お話されたことの中に全部含まれているのですか。
具体的にこういうことと、こういうことだとお示ししていただければと思います。
よろしくお願いします。

事務局（危機管理課長）

具体的な中身につきましては、先程申し上げましたとおり、初期消火の訓練と、救出訓練ということで、例えば、簡易的な担架を作って、それに乗せて避難をするような訓練、それから、応急救護の訓練ということで、いわゆるレサシアンという人体の形をしたものを使っての、CPRやAEDの訓練を実施していきたいと考えております。

議長（市長）

その他、ございますか。

議長（市長）

ないようですので、「平成24年度船橋市総合防災訓練実施要綱について」の採決に移ります。
それでは、本案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手）
挙手全員であります。
本案は承認されました。ありがとうございます。
次に、報告事項に移ります。
報告事項の4件について一括して事務局で説明して下さい。

事務局（危機管理課長）

それでは報告事項4項目を続けて説明させていただきます。

まず報告事項（1）の「船橋市地域防災計画の見直しについて」ですが、配付いたしました資料1をご覧ください。
地域防災計画の改訂に伴うスケジュールが掲載しております。

本日この防災会議の後その後の作業を経まして、8月の中旬には「地域防災計画」の素案を策定いたしまして、皆様に郵送いたします。

その後、この素案に対する皆様からのご意見を伺うために8月16日の木曜日、午後2時から第2回の防災会議を開催する予定でございます。もう一度申し上げます、8月16日木曜日、午後2時から第2回目の防災会議を開催する予定でございます。よろしくお願い申し上げます。次に2回目の防災会議において、皆様から頂いたご意見をもとに修正を加えましたパブリックコメント用の計画案を作成いたしまして、8月の下旬には皆様に郵送いたします。また同じものを9月上旬の船橋市議会第3回定例会に合わせまして、市議会議長や各会派の皆様、総務委員会等にご報告させていただき、その後10月1日から31日までの1ヶ月間パブリックコメントを実施する予定でございます。このパブリックコメントの内容を反映させた、地域防災計画の最終案を11月中旬に実施する、3回目の防災会議で承認を頂ければ、12月の市議会第4回定例会において、新たな地域防災計画の策定ということで報告させていただき、来年の3月には冊子として配付する予定となっております。

次に1枚めくっていただいて資料1-2をご覧ください。今回改定する地域防災計画の修正のポイントですが、基本的な考え方といたしましては

- ・市民、事業者、市職員、学校職員、関係機関の職員が一体となって減災、防災に取り組むこと
- ・要援護者や女性に配慮した計画とすること
- ・これまでの想定を超えた新たな課題に対応すること
- ・見やすくわかりやすい計画とすること

以上4点を基本的な考え方とし、重点項目としては、10点掲げています。

- ① 市民個人や地域の防災活動を核とする、自助、共助、公助が一体となった地域防災力の向上をめざすこと
- ② 災害対策本部における部局間の連携や情報伝達が、迅速かつ適切に行えるように、防災体制を整備すること

次のページをめくって頂きます。

- ③ 津波に対する対策を強化・推進すること
- ④ 避難所の環境を整備し、要援護者や女性の視点に立った運営体制を整備すること
- ⑤ 災害時要援護者（高齢者、障害者等）に対する避難行動や避難所生活の支援体制の充実を図ること
- ⑥ 帰宅困難者の発生抑止や支援体制を整備すること

次をめくって頂きます。

- ⑦ 国・県・他の自治体等との間での応援、受援体制を整備すること
- ⑧ 市が甚大な被害を受けた場合に備えた復興計画策定の流れを示すこと
- ⑨ 水防準備体制から災害対策本部体制までの一連の流れを整理すること
- ⑩ 放射線災害対策を充実すること

以上の10点を、重点事項として掲げております。

以上が報告事項（1）の「船橋市地域防災計画の見直しについて」でございます。

次に、報告事項（２）「県の津波浸水予測について」です。資料２の１枚目につきましては、千葉県のホームページからの抜粋を載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

１枚めくってください。右側のページですが、千葉県が想定した東京湾口部に１０ｍの津波が押し寄せたという内容の津波整理表になります。

船橋市における最大津波高は２・３ｍとなっております。

１枚めくってください。この津波が船橋市の沿岸部を襲ったときに、護岸、防波堤、水門等の防潮施設が機能している場合の津波の浸水予想図です。沿岸の一部を除いてほとんど浸水がございません。

１枚めくってください。これは、同じ津波が襲ったときに、護岸、防潮堤、水門等の防潮施設がすべてなくなって機能しない場合の津波の浸水予想図です。市役所を中心に、かなりの区域で最大２ｍの浸水が予想されています。

この後の３枚の資料は、元禄地震と同様の地震が発生した際の津波浸水予想図です。今見ていただいた、湾口部１０ｍ想定のもと同じように防潮施設があればほとんど被害はなく、護岸、防潮堤、水門等の防潮施設がすべてなくなって機能しない場合には、内陸部にも浸水が予想されております。

このように、今回の千葉県の予測では、沿岸の護岸、防潮堤、水門等の防潮施設が機能している場合と、すべてなくなった場合という想定で１００か０かの比較をしております。

ちなみに、昨年３．１１の大地震の際に船橋市の沿岸部では２・４ｍの津波が観測されましたが、これらの防潮施設はしっかりと機能しており、内陸部に被害は発生いたしませんでした。

このため本市といたしましては、千葉県に対し、これらの防潮施設を早急に補強、改修をするよう求めるとともに、市独自の取り組みとして、沿岸部を中心とする企業等に、市民が津波から垂直方向へ避難できる「津波避難ビル」として指定させていただくよう、協定を締結しているところであり、今後、さらに協定締結先を増やしてまいりたいと考えております。

次に、報告事項（３）「震災後の市の取組みについて」でございます。

まず、住家・事業所の被害認定調査です。これは、平成２４年６月１５日現在の罹災証明発行件数からこちらの表のような状況になっております。

次に災害廃棄物の処理につきましては、震災によって発生いたしました、瓦ですとか、ブロック等につきましては、北部清掃工場で受け入れています。

次に被災者生活再建支援法の適用につきましては、こちらは、市が、受け付けの窓口になっておりますが、住宅が全壊した世帯や大規模半壊した世帯について、被災者生活再建支援資金が支給されました。

次に、船橋市被災者住宅補修等助成事業は、市独自の制度でございまして、国、県の支援制度が受けられなかった世帯に対しまして、３９６３件の申請に対し、約８８３、０３９千円の交付金額を出したものでございます。

次に、公共施設の耐震補強につきましては、平成27年度末の耐震化100%を、小中学校につきましては、目指します。また同じ時期に、小中学校を含めたすべての市有建築物に対して、耐震化90%を目指しての耐震化を推進してまいりたいと考えております。

それから、総合防災訓練の見直しを、昨年度、平日の発災を想定した職員配置によりまして、実施いたしました。

また、飲料水の備蓄の増強としましては、避難所となりました小中学校で、アルファ化米と2ℓのペットボトルの補充を行いまして、また500mlのペットボトルを各校に8ケース、82校で合計15,744本追加配備すると同時に、防災倉庫にアレルギー対応食のアルファ化米を5,000食配備いたしました。

次に、非常用発電機と照明機の配備ということで、停電時の避難所運営を円滑にするために、小中学校にカセットガスボンベ式の発電機とLEDの照明機を配備いたしました。

次に、防災用井戸の活用ということで、万能ホーム、これは水道の蛇口のような物ですが、これを17か所で容易に給水できるように、蛇口の数を増設するとともに、給水栓10基を配備いたしました。

また情報伝達体制の強化ということで公民館等に、防災行政無線の戸別受信機を23台増設いたしました。さらに、緊急速報「エリアメール」の導入ということで、気象庁が配信する緊急地震速報や市の災害情報を携帯電話に送信するシステムを導入いたしました。

次に、東日本大震災の船橋市の被害状況及び一連の対応に関する記録誌、ということで、366ページ、資料編26項目を入れた、市の被害状況、当時の混乱した状況や対応した職員から見出された課題などを記述し、今日お集まりの防災会議委員の皆さまをはじめ、県や、近隣市等に配布しました。

それから、平成24年度の今後の主な取り組みにつきましては、情報伝達体制の強化といたしまして、各町会、自治会に防災行政無線の情報を受信できる防災ラジオを配布する他、防災行政無線固定系子局を新設するとともに、放課後ルーム等にも防災MCA無線を設置いたします。

次に、備蓄品の拡充ということで、避難所及び防災倉庫の備蓄品の充実を図るとともに、新たに公民館、市立高校に備蓄品を整備いたします。

次に、災害時における給水体制の強化ということで、給水車を2台購入し、配置いたします。また新たに防災用井戸を設置するための調査を実施いたします。

次に、災害時要援護者台帳の整備として、社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携してデータを共有化し、大規模災害時における要援護者の避難支援に活用いたします。

次に、放射能対策ですが、道路、公園、公共施設等の放射線量の測定、或いは除染については、引き続き実施いたします。また下水道汚泥に含まれる放射性物質の検査、適正な処理を行うということ、また食の安全性の確認のために、学校の給食食材や市内の農産物及び土壌の検査も実施いたします。

次に、危機管理指針の策定ということで、今後船橋市の危機の定義、類型、範囲等を示し、市役所内の対応部署や想定する体制などをこの指針によって定めてまいります。

次に、避難所運営マニュアルの策定ということで、先ほど訓練の説明のなかで説明いたしましたが、本市が被災地に派遣した、保健師等の女性の半数をメンバー構成とする検討チームで避難所のあり方についてのマニュアル作りを実施いたします。

次に、私立の幼稚園の災害対策に対する助成ということで、私立幼稚園における非常食や飲料水の備蓄等の費用について、新たに助成いたします。

次に、緊急輸送道路を確保するための沿道建築物の耐震診断ということで、これに助成いたします。緊急輸送道路が、倒壊建物等によって遮断されないように確保を図るための沿道建築物の耐震化に向けた耐震診断に対する費用の一部を助成させていただきます。

次に、道路の空洞化の調査ですが、これは液状化の被害に対応するもので、京葉道路以南の交通量の多い路線について、道路の空洞化がないかどうかの調査を約16.3kmにわたって実施いたします。

次に、放射能対策につきまして、発災以降の主な経緯についてご説明いたします。平成23年の3月に水道水から暫定基準値1kgあたり100ベクレルを超える放射性ヨウ素が検出されたということで、0歳児のいる家庭に20のペットボトル飲料水を2本、合計40を約4300人配布いたしました。また、昨年6月から9月にかけて、11施設の放射線量、これは保育園、小学校等の空間線量や土壌の放射線量の測定を行いました。また、6月には市内16施設で継続的に放射線量（空間線量）の測定を実施することを決定しました。8月には施設の中の219地点の放射線量についての測定を実施し、継続しています。併せて、学校で出ました放射線量の高いところの清掃を実施して低減化の対策を行いました。9月には農産物の放射性物質の検査を実施いたしました。また、昨年11月東京電力に対しまして、湾岸6市から補償基準の早期策定と適切な指導、各市が行う業務の誠実な支援などについて、要望書を提出いたしました。12月には、低減化の基準値を見直し、1時間あたり0.23μシーベルトとするとともに、この基準に基づいて、市内の全市立小学校の通学路にある集水枡、約22,000か所の放射線量を測定いたしまして、基準値超えた場合については低減化の対策を実施いたしました。

今年の1月7日に放射線の簡易測定器の貸出を開始いたしました。全部で40台を貸し出しております。それから2月に東京電力に対しまして、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づく基準に合わせて、下水道事業に関して発生した費用5,300万円（3月11日～11月30日分）ということで、東京電力費用の請求をいたしました。2月16日には、東京電力に対しまして、湾岸の4市の連名で11月に出した要望に対する速やかな対応と、電力料金の値上げに係るさらなる情報開示についての要望書を提出いたしました。5月には東京電力に対しまして、平成24年3月31日の年度末までに放射線対策に要した費用ということで、船橋市分124,144,327円を請求いたしました。

また、6月ですが、農林産物及び給食食材等の検査体制を強化するという事で、新たに始めましたものは食べた後の給食に対しまして、ミキシング検査を行うということと、市内で製造された加工食品の検査を行うということ、それから、これまで行っていました食べる前の給食の食材、或いは農林産物の単体検査につきましては、単体数を増やすという対応をとるよういたしました。

次に、東日本大震災以降に締結した災害時の応援協定についてご説明いたします。

まず1番目に、「応急対策業務に関する協定」ということで船橋測量調査協力会と公共施設等の被災状況の調査業務、また災害応急対策業務及び災害復旧のための測量といったところにつきまして、協定を結びました。

また2番目に、「物資の供給に関する協定」ということで、(株)マミーマート、イオン船橋店、高根木戸店を統括いたしますイオンリテール(株)南関東ベイエリア事業部、石井食品(株)3社との間で、本市に対して災害時に物資を提供すること、施設等を一時避難場所として被災者に提供すること、施設内の水道、トイレ等を被災者に対して利用させること、といった内容の協定を結びました。

3番目に「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定」ということで、トライネット・ロジスティクス(株)市川船橋支社、アイシーエクスプレス(株)、財団法人千葉港湾福利厚生協会、東亜建設工業(株)との間で津波が発生した際の避難施設としての協定ということで、津波警報発令から発令が解除されて、移動が可能となるまでの間、身の安全を確保するための一時避難を受け入れる場所を提供していただける協定を4月5日に締結いたしました。

4番目に「帰宅困難者支援に関する協定」といたしましては、船橋グランドホテル(株)、石井食品(株)、クロスウェーブ船橋、(株)桜エージェンシー、(株)鶴長観光、(株)ティップネスとの間で、帰宅困難者に対して水及びトイレの提供をすること、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の帰宅支援施設に関する情報等を提供すること、休憩場所を提供することという内容で5月23日に協定を締結いたしました。報告事項(3)につきましては以上です。

報告事項(4)「組織改編に伴う災害対策本部組織等の一部修正について」でございます。

資料4につきましては、今回の4月1日の組織改編の中身が書いてあります。市の地域防災計画の災害対策本部の組織改編で、関連のあるところを抜書きしてありますので、こちらはご覧頂くといたしまして、資料の3ページの災害対策本部事務分掌の表のところで簡単に説明させていただきます。

まず、市長公室の部分につきましては、防災課が危機管理課に伴う変更でございます。分掌事務についての変更は特段ございません。

次に5ページの総務部に関する部分ですが、情報政策課が、総務課と情報システム課に変更になっています。情報システム課は以前のコンピューターの関係の担当課ですので、分掌事務の中にもシステムの保全及び復旧に関することが加わっております。

次に6ページですが、財政部と企画部が統合されまして、企画財政部になりましたことに伴う変更でございまして、企画調整課のところは政策企画課と変わりましたのと、企画部がなくなりましたので、そのうち男女共同参画センターが企画財政部に残りまして、その他は分散いたしました。分掌事務は特に変更はありません。

次に、子育て支援部についてですが、これは保育計画課が保育施設整備課に変更になりましたことに伴うもので、分掌事務の変更はございません。

次に、8ページでございます。市民生活部の部分の、第2収容班のところ、市民防犯課が市民安全推進課に変わったということと、市民協働課が企画部から移ってきましたので、それに伴う変更でございます。それから道路部に関しましては、交通安全対策課が無くなりましたことに伴って交通安全対策班が無くなり、その分掌事務でありました交通安全対策にかかわる連絡調査に関するものを、第1土木班が受け持つ事になったという変更です。

次に都市整備部の部分でございます。10ページですが、これはみどり推進課とみどり管理課が合体しまして公園緑地課になりましたことに伴うもので、特に分掌事務の変更はございません。それから教育部のところ、これは教育委員会の組織変更に伴いまして、総務課が教育総務課と名称変更に伴うものです。分掌事務について変更はございません。

報告事項4項目の説明は以上でございます。

議長（市長）

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

議長（市長）

特に、ないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様方、お忙しい中、ご審議を頂き、誠にありがとうございました。

それでは進行を事務局にもどします。

閉会（危機管理課課長補佐）

ご審議ありがとうございました。以上をもちまして船橋市防災会議の一切を終了いたします。委員の皆さまにおかれましては大変お忙しい中ご出席頂きましてありがとうございました。